

令3年度千葉市介護サービスの報告に関する計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」（以下「計画」という。）について、次のとおり定める。

1 計画の基準日

令和3年4月1日

2 計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者

(1) 報告の対象となる介護サービス

- ア 訪問介護
- イ 夜間対応型訪問介護
- ウ 訪問入浴介護（予防を含む）
- エ 訪問看護（予防を含む）
- オ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- カ 通所介護
- キ 認知症対応型通所介護（予防を含む）
- ク 療養通所介護
- ケ 通所リハビリテーション（予防を含む）
- コ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）
- サ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）
- シ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ス 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）
- セ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）
- ソ 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- タ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む）
- チ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）（外部サービス利用型）（予防を含む）
- ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
- テ 福祉用具貸与（予防を含む）
- ト 特定福祉用具販売（予防を含む）
- ナ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ニ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ヌ 居宅介護支援
- ネ 介護老人福祉施設

- ノ 短期入所生活介護（予防を含む）
- ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ヒ 介護老人保健施設
- フ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ヘ 介護療養型医療施設
- ホ 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（予防を含む）
- マ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ミ 複合型サービス
- ム 地域密着型通所介護
- メ 介護医療院
- モ 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

（2）報告の対象となる介護サービス事業者

（1）に掲げる介護サービスを行う事業者のうち、以下のいずれかに該当する者。ただし、災害その他報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものを除く。

ア 計画の基準日前1年間において、介護報酬（利用者負担を含む）として支払いを受けた金額が100万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）。

イ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新たに事業を開始する事業者（以下「新規事業者」という。）。ただし、規則第140条の43第2項に規定する事業者（みなし指定事業者）を除く。

ウ ア及びイ以外で情報公表を希望する事業者（以下「任意事業者」という。）。

4 報告の方法等

（1）報告する情報

ア 既存事業者

規則別表第1に掲げる項目に関する情報（以下「基本情報」という。）及び規則別表第2に掲げる項目に関する情報（以下「運営情報」という。）

イ 新規事業者及び任意事業者
基本情報

（2）報告の方法

上記（1）に係る情報の報告先は、保健福祉局高齢障害部介護保険事業課とし、当該情報の報告は、原則として介護サービス情報報告システムにログインし、当該システム内の調査票に必要事項を入力することにより行うものとする。

（3）報告の期限

本市が発送する通知で示した日を期限とする。